

## 情報提供とアフターサービス

ご契約後の手続きは住友生命が行います。



住友生命のお問合せ窓口

0120-506154

受付時間

月～金曜日：午前9時～午後6時 (日曜・祝日・12/31～1/3を除く)  
土曜日：午前9時～午後5時

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまがお電話ください。



「スマセイ安心だより」を送付します。

年に1回、住友生命からご加入の契約内容の現況や各種手続きに関するご案内、住友生命の事業報告等についてお知らせします。



ホームページ

住友生命

検索

<https://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き(住所変更等)や契約内容の照会ができる「スマセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

[参照](#) P3をご覧ください。

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。
- 満20歳未満の契約者は親権者の同意が必要となります。



ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35  
電話 (06)6937-1435 (大代表)  
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地 7-18-24  
電話 (03)5550-1100 (大代表)  
(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

# 「老後」や「マイホーム資金」などの 資産形成をお考えのお客さまへ

## たのしみ未来

5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険(14) I型

様々な資産形成ニーズにしっかり  
お応えできる年金保険です。

	旅行		マイホーム	
孫		進学		子ども
	マイカー		老後	

# たのしみ未来 はご契約時に基本年金額が確定するので、様々な資産形成ニーズにしっかりお応えします。

## ご契約時

- 商品設計の自在性
- 受取額は円建てで確定
- 告知や医師の診査不要

●ライフプランにあわせて保険料払込期間、据置期間等を自在に設定できます。

**詳細** 「契約概要／注意喚起情報」の契約概要「5 ご契約の諸基準について」をご確認ください。

- 基本年金額と年金原資はご契約時に円建てで確定します。

## 保険料払込期間・据置期間

- 年金原資・年金受取総額を大きくするしくみ

●保険料払込期間中の死亡保障を保険料払込期間満了以後の年金原資に引き継ぐことで、年金原資などがより大きくなります。

●お払い込みいただく保険料に応じて、たのしみランク(\*)が適用されます。契約概要「5 ご契約の諸基準について」をご確認ください。

(\*)当資料では「保険料割引制度」に愛称名を付与して「たのしみランク」と表記しております。なお、「ご契約のしおり-定款・約款」では「保険料割引制度」と表記しております。

**⚠** 解約返戻金額は、ご契約後一定期間は既払込保険料を下回ります。

## 年金支払期間

- 選べる受取方法

●ご契約時には確定年金(定額年金型)をお選びいただけます。

**詳細** 「契約概要／注意喚起情報」の契約概要「3 年金のお受取方法について」をご確認ください。

●年金支払開始時に年金受取にかえて年金原資を一時金でもお受け取りいただけます。

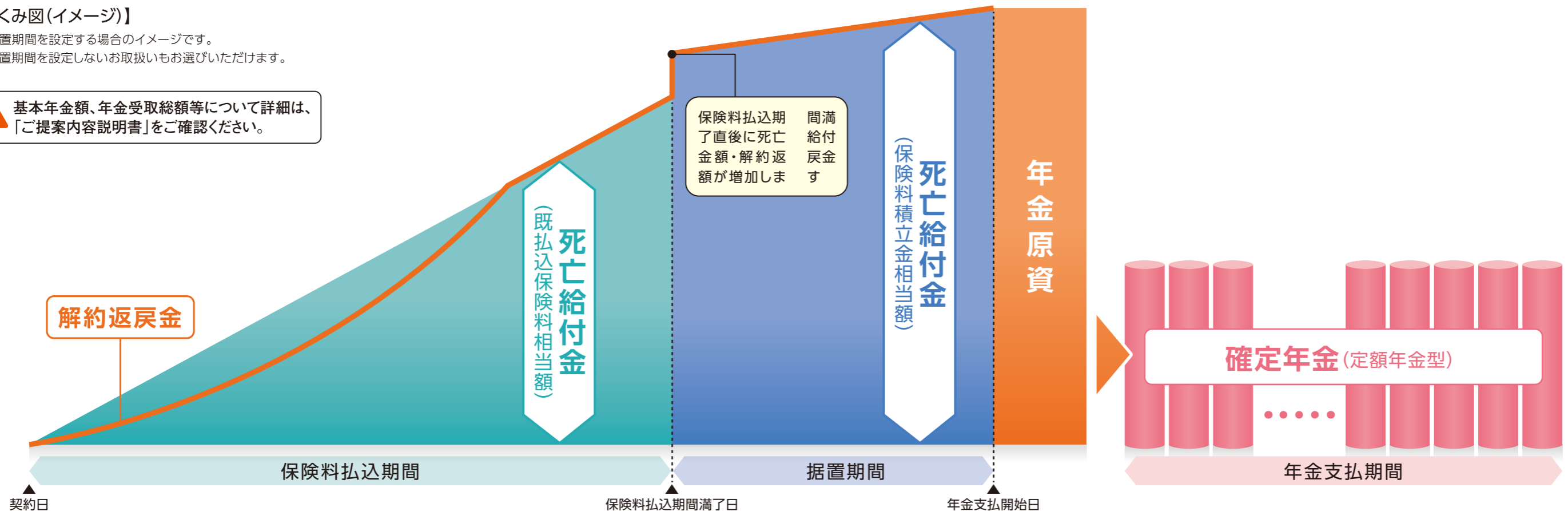
●所定の要件を満たす場合、個人年金保険料税制適格特約('90)を付加していただくことにより、税制面でのメリットがあります。

**⚠** 年金原資を一時金で受け取った場合、年金は受け取れません。

## 【しくみ図(イメージ)】

※据置期間を設定する場合のイメージです。  
据置期間を設定しないお取扱いもお選びいただけます。

**⚠** 基本年金額、年金受取総額等については、「ご提案内容説明書」をご確認ください。



**⚠** 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。

**死亡給付金**  
被保険者が死亡されたときに、お支払いするお金のことをいいます。保険料払込期間中に死亡されたときは、既払込保険料相当額をお支払いします。据置期間中に死亡されたときは、将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金相当額)をお支払いします。

**解約返戻金**  
ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いするお金のことをいいます。この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金の上限を死亡給付金(既払込保険料相当額)とするしくみで保険料を計算しています。そのため、住友生命が将来の年金支払のために積み立てた金額(保険料積立金)が死亡給付金を上回った場合でも、解約返戻金は保険料積立金を下回ります。据置期間中は保険料積立金相当額をお支払いします。

**据置期間**  
保険料払込期間満了日の翌日から年金支払開始日の前日までの期間のことをいいます。

**保険料積立金**  
将来の年金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てておくお金のことをいいます。

**年金原資**  
年金をお支払いするための原資(年金支払開始日における保険料積立金相当額)のことをいいます。

**基本年金額**  
年金をお支払いする際に基準となる年金額をいいます。

**月換算保険料**  
割引前の保険料をいいます。年1回払い・年2回払いの場合は、それぞれ月払いに換算した金額です。

■ 契約内容の確認や各種お手続きをサポートする制度・サービスをご用意しています。

パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きできます!

## スミセイダイレクトサービス

ご自宅や外出先などから、インターネット等で簡単に入出金取引・各種お手続き・契約内容照会等を無料で利用いただけるサービスをご用意しています。

● 契約内容を確認したいとき

### 契約内容照会

ご加入いただいた住友生命の保険契約一覧や、個々の契約内容をご確認いただけます。



● ご加入時の登録情報を変更したいとき

### 各種変更登録手続き

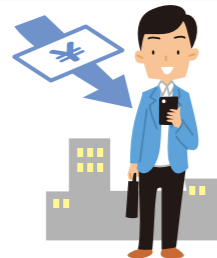
住所や電話番号などの変更が可能です。また、名義変更などの各種手続き書類のご請求ができます。



● 急にお金が必要になったとき

### ご出金・ご入金

入出金取引(契約者貸付など)のご利用が手数料無料で行えます。



● 生命保険料控除証明書が欲しいとき

### 生命保険料控除証明書の電子発行

当年度分の電子的控除証明書のダウンロードができるので、必要なときにご活用いただけます。



### スミセイ安心だよりのご確認

年1回お客さまの契約内容についてお知らせする「スミセイ安心だより」をスミセイダイレクトサービスでご確認いただけます。

### スミセイダイレクトサービスお申込み方法について

- 1 ご契約時にあわせてお申し込みください。
- 2 ご契約時ではなく、後日、ご利用開始されたい場合はコールセンターへお問い合わせください。お客さまのもとへスミセイダイレクトサービスの申込書を送付いたしますので、必要事項をご記入のうえ提出ください。
- 3 「スミセイダイレクトサービス暗証番号登録のご案内」(見開きハガキ)を後日郵送にてお送りします。
- 4 住友生命ホームページにアクセスのうえ、見開きハガキに記載の仮暗証番号によりスミセイダイレクトサービスにログインしてください。



2次元バーコードからもログイン画面へアクセス可能です。

ご自身でお手続きができなくなった場合にも安心!

## スミセイのご家族アシストプラス

ご契約後も安心して契約をご継続いただけるよう、以下の制度・サービスをご用意しています。

● ご家族からも契約内容をお問合せできるようにしたい場合

### ご家族登録サービス



- 1 契約者がご自身で問い合わせできなくなったとき等に備え、あらかじめ登録したご家族も契約内容等について問い合わせできるようになります(代理でのお手続きはできません)。
- 2 転居等により契約者と連絡がつかない場合でも、ご家族を通じて連絡先を確認させていただくことで、契約者に大切な通知物を確実にお届けできるようになります。

● 例えば、契約者本人が認知症となるなど、お手続きの意思表示ができない場合

### 契約者代理制度

あらかじめ指定された契約者代理人が契約者に代わり、ご契約に関する所定のお手続きができます。  
(例：解約、減額、住所変更等)



● 例えば、被保険者が入院中で意識がない状態など、お手続きの意思表示ができない場合

### 被保険者代理制度

あらかじめ指定された被保険者代理人が被保険者に代わり年金などのご請求ができます。  
※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。



※契約者代理制度、被保険者代理制度のご利用にはご家族登録サービスの申込みが必要となります。

【詳細】「スミセイのご家族アシストプラス」について詳細は、「契約概要/注意喚起情報」の契約概要「6 特約等のお取扱いについて」をご確認ください。

＜スミセイのご家族アシストプラス以外にもお手続きをサポートする制度・サービスがあります。＞

### 〈代筆のお取扱い〉

請求権者(\*)に意思能力はあるものの、ケガやご高齢等の理由により、請求書類のご記入が難しい場合には、住友生命の職員がご本人の意思を確認したうえで、代筆者が請求書類を記入する取扱いを行っています。

(\*)「請求権者」とは、契約者や保険金受取人など、そのお手続きやご請求を行う権利を有する方をいいます。

スミセイのご家族アシストプラスや、その他の制度・サービスについて詳細は、住友生命ホームページをご覧ください。

